

NEWS

from

MIYAGI

PREFECTURAL

ARCHIVES

宮城県公文書館だより

第 44 号



仙台市上空より撮影した旧宮城県庁舎（昭和30年代）【68-12-37】

周辺に旧宮城県図書館や2代目仙台市役所、仙台市消防本部なども確認できます。

公文書レポート①

「昭和の県庁」の設計者・佐藤功一

公文書レポート②

公文書の中の写真

コラム①

目指せ！文書の「保存」と「閲覧」の両立

コラム②

歴史文書の利用制限

【 】は、当館所蔵資料の整理番号を表しています。

公文書レポート①

「昭和の県庁」の設計者・佐藤功一

公文書等専門調査員 本間 大善

皆さんは、佐藤功一（1878～1941）という人物を知っていますか？ 建築に関心のある方なら、聞いたことがある名前かもしれません。早稲田大学の大隈記念講堂や、日比谷公会堂の設計を行った、戦前日本の建築界における著名な人物です。

かつて、佐藤が設計した建物が宮城県にもありました。旧宮城県庁舎（昭和6年（1931）竣工）が、その建物です。昭和61年（1986）、県民に惜しまれながらも解体されましたが、今年度の当館の企画展では写真資料を用いて、この旧県庁舎を振り返ることができました。

今年度の当館の企画展は「追憶のみやぎ一昭和の県庁を訪ねて一」と題し、昭和20年代～30年代に撮影された当館所蔵の県庁舎の写真を中心に、県庁舎と宮城県の歩みを振り返りました。そこでこのレポートでは、旧県庁舎を設計した佐藤功一と宮城県との関わりについて見ていきます。

1 仙台への想い

佐藤功一（旧姓：大越）は明治11年（1878）、栃木県下都賀郡小金井村（現在の栃木県下野市）で生まれました。明治29年（1896）、旧制第二高等学校（仙台市片平）に進学し、その後、東京帝国大学工科大学建築科に進みます。

佐藤にとって、学都・仙台での生活は強い印象を残したようです。昭和2年（1927）、彼は「工業と都市と仙台」という文章を書いています。その文章の最後には次のように記されています。

「私は明治二九年から数年間第二高等学校に学びましたので、私にとりましては仙台は第二の故郷で、此の第二の故郷であるといふ事から私は深く仙台を愛するものがあります。（中略）願くは東北一の大都会としての仙台、学都と呼ばれて教育施設の備はつてゐる仙台の文化を更に高めて、此の都市をいやが上にも発展せしめ、其の隆々として起る様子を見たいものであります。」

（佐藤功一全集刊行会編『佐藤功一全集』第3巻、土木建築工業新聞社出版部、1942年、245ページ）

旧制高校生活を送った仙台の地への愛着は、佐藤に「第二の故郷」とまで言わせる強いものでした。一方で、佐藤は同じ文章の中で、「嘗て三〇年前に見た仙台と今日の仙台と余りに変化の少ないのを見て甚だ淋しく感じられてならない」とも記しています。彼は県庁舎の設計を通じて、「第二の故郷」たる仙台に更なる発展をもたらそうとしていたのかもしれません。

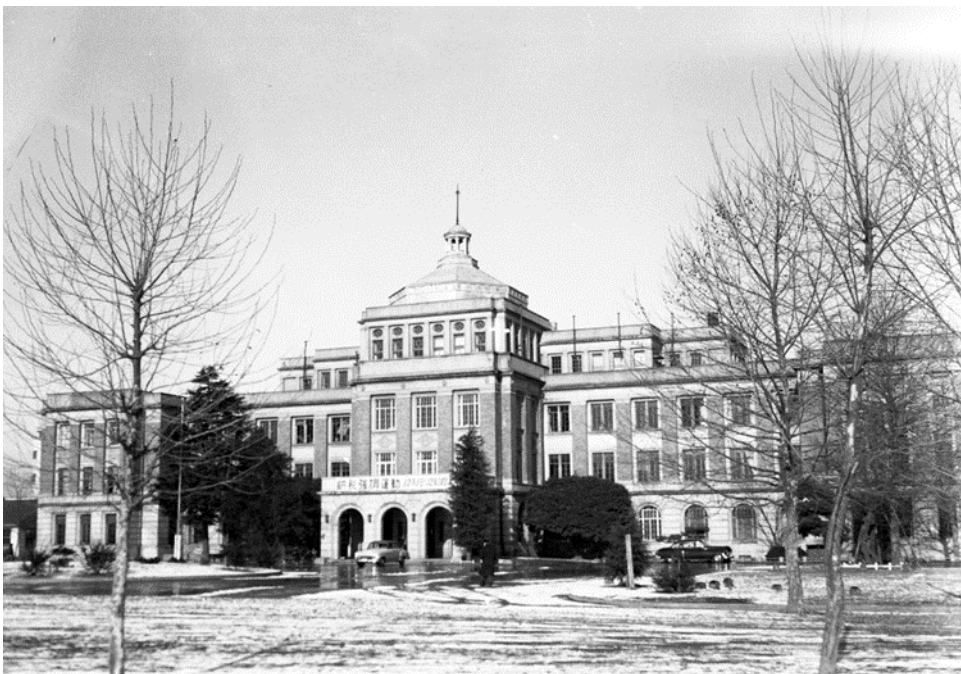
2 宮城県の事業との関わり

今回の企画展に向けた調査の過程で、佐藤が旧県庁舎以外にも県の施設を設計していたことが分かりました。旧制宮城県第二中学校（現在の宮城県仙台第二高等学校）の設計です。

日清戦争後、明治30年代に入ると、全国的に中学校進学者が増加しました。これに伴い、宮城県でも中学校の整備が急速に進められ、明治33年（1900）、仙台市南町に宮城県第二中学校が新設されます。昭和3年（1928）、川内の騎兵隊跡に校舎が移転新築されることになった際、新校舎を佐藤が設計したのです。

この新校舎は、同年4月～6月に開催された「東北産業博覧会」の第一会場としても使用されました。この博覧会は、当時の不景気を打開するための大規模なものであり、そのメイン会場として彼が設計した建物が使われました。

当館では、今回の企画展で展示した写真を集めたアルバムの閲覧ができます。今は失われた「昭和の県庁」、当館で追憶してみてはいかがでしょうか？



資料1 県庁舎外観【09-07-02】

「昭和の県庁」は、「ルネッサンス様式を加味した近代様式」といわれています。石積みや柱のスタイル、内外部に使われているレリーフなどが特徴的であるためです。

なかでも特徴的であるのは、中央の塔屋と、左右対称の堂々とした外観です。特に正庁の貴人休泊部分は、当時としては最も整備された姿を示していたといわれています。天皇即位記念事業の一環として庁舎が建設されたことをうかがわせます。

※企画展開催の経緯や調査結果については、本間大善「佐藤功一と宮城県—宮城県公文書館企画展「追憶のみやぎ—昭和の県庁を訪ねて—」にあたって—」（『東北大学史料館研究報告』第19号、2024年）にまとめられています。

公文書レポート②

公文書の中の写真

公文書等専門調査員 木幡 真喜子

近年、昭和時代の写真をテーマとした展覧会が、全国各地で開催されています。

当館でも、令和5年度の企画展として「追憶のみやぎ—昭和の県庁を訪ねて—」を開催しました。当館が所蔵する昭和20年代から30年代にかけて撮影された写真を中心に、昭和61年（1986）に解体され、今では目にするのできない旧宮城県庁舎（昭和の県庁）と仙台市内の様子を紹介したものです。

さて、当館は、宮城県が作成した明治時代以降の文書を中心に収集・整理し、保存している施設です。「公文書館、文書ばかりある所、写真は関係あるの？」と思われる方もいたのではないのでしょうか。公文書とは公務員が職務上作成した文書のことで、図画やデジタルデータなども含めたあらゆる記録を指します。つまり、写真も公文書の一つなのです。そこで今回は、当館が所蔵する写真について、少し取り上げてみようと思います。

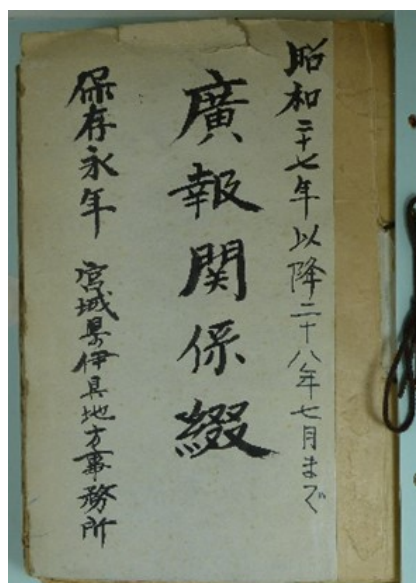
写真には、実に様々な面があります。アートとしての写真、記録のための写真、商業的に利用するための写真等々。目的によって写真が持つ意味は異なりますが、どのようなものであれ、共通するのは情報やメッセージを伝えるということです。例えば今回の展示で取り上げた「昭和の県庁」のように、取り壊されて無くなってしまった建築物の外観などを、文書や図面だけで伝えることはとても困難です。しかし、写真を利用することで、見たことのない方にもその姿を伝えることができます。もちろん、見たことのある方も、その時の状況を思い出すことができるでしょう。

そういった写真の持つ、記録を残したり伝達したりする力を使うために、多くの写真が公文書として存在しています。

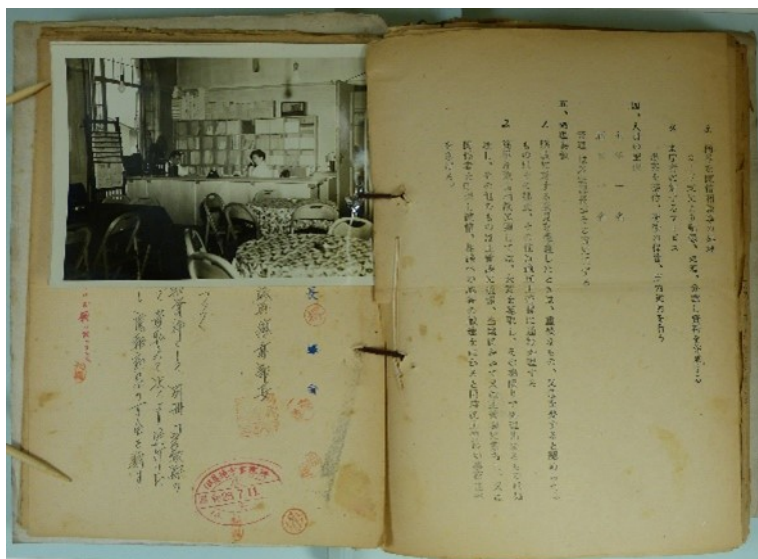
一例として、当館が開催した企画展で展示した公文書をご紹介します。

昭和28年（1953）7月1日に、「昭和の県庁」に設置された県民の室^{*1}についての文書が、「広報関係、昭和27年～28年（宮城県伊具地方事務所）」【S28-16】に綴られています。管轄する各町村や、そこに生活する県民の皆様へ県民の室が開室したことを広く伝えることについて、地方事務所に協力を願う文書です。その文書の最後に2枚の写真が添付されていました。

資料1 県民の室設置についての文書が綴られた公文書
【S28-16】



以下の写真は、開室したばかりの県民の室の様子を伝えるもので、地方事務所の職員にとっても、新しい県庁内の施設を知る情報源になったと思われます。



資料2 公文書の最後に、紙焼きされた写真が添付されている様子【S28-16】



資料3 公文書の中に綴じられていた2枚の写真（企画展览展示用に接写したもの）
開室当初の様子が分かる。

当館の所蔵する公文書に含まれる写真は、宮城県が関わったイベントや工事、災害の状況や復旧の様子など多岐にわたります。その時その場を記録した写真からの情報も、当館の資料の大事な要素となります。

なお、今回の展示で使用した写真のうち、ネガフィルムの形で残されている分については、写真用紙に印刷しアルバム化したものを館内に設置して、自由に閲覧できるようにしました。また、1枚のCD-Rにパンフレットのデータと画像のスキャンデータをまとめ、公文書館窓口にて頒布しています。併せてご利用ください。

(注)

*1 県政の窓口、県民へのサービスのために県庁舎内に設けられた。県政に対する意見の受理や簡単な陳情相談、庁内の案内や来庁者の休憩場所としても利用された。

コラム①

目指せ！文書の「保存」と「閲覧」の両立

公文書等専門調査員 渡部 綾

資料劣化。それは、時間の経過、環境管理が整っていない事はもちろんですが、人の手に触れることでも進行します。

当館では、誰もが資料を「閲覧」できること、所蔵資料をより良い状態で「保存」し後世へ引き継ぐこと、その2点の両立を目指し資料管理を行っています。

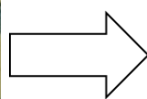
今回は「保存」にスポットを当てて当館の取り組みを紹介します。

当館では傷んだ資料や劣化した資料に対して簡易的な補修を行っています。主な作業は、金属の除去や破損資料の補修です。ステイプラー針、ガチャ玉、クリップ、ハトメといった金属の錆びが資料を劣化させる原因となるため、あらかじめ除去します。他にも、セロテープは変色やべたつきの原因となり、輪ゴムは劣化すると資料に貼り付くので除去対象となります。

次に、破損資料補修の一例を紹介します。こちらの資料は閲覧を重ねたことで折り目部分の劣化が進み、資料が裂けてしまった実例です。文字の記載が両面にあるため、薄くて丈夫な典具帖紙（てんぐじょうし）という和紙を使用しています。典具帖紙は通常の和紙に比べ、とても薄く、資料に重ねても文字や絵柄が見えるという性質を持っています。



補修前



補修後

保存同様に大事なのが、劣化の予防です。予防が最善の策となることは間違いありません。しかし、当館所蔵の全ての文書に対応するには膨大な時間と労力がかかります。当館では複製物の作成や、閲覧により傷んだ資料の補修の実施等、日々劣化と戦っています。資料にとって心地の良い書庫環境を保ち、より長く資料としての価値を保つために努力し続けています。

これからも県民の財産である、歴史的・文化的価値のある文書の「閲覧」と「保存」の両立を目指し、文書の破損や劣化と戦っていきたいと思います。

コラム②

歴史文書の利用制限

公文書等専門調査員 阿部 智

当館では、宮城県庁の各組織（本庁（議会事務局と警察本部を除く）・地方機関（警察署を除く）・県立学校）内で作成・保存されている公文書（現用文書）のうち、文書保存年限（1年・3年・5年・10年・30年）の経過により廃棄処分されるもの（毎年度5万冊程度発生）の中から、歴史的・文化的な価値が高く、後世に永く引き継ぐべき公文書を「公文書館資料」（非現用の歴史文書）として選定・収集し、保存・管理しています。

唯一無二の歴史文書をただ管理するだけではその貴重な価値が失われてしまいますので、当館では、「原則公開」の理念の下、作成後30年が経過したものから順次公開しています。ただし、歴史文書の中に保護すべき個人情報がある場合には、特定個人の権利利益を不当に害するおそれを防止するため、個人情報の性質等に応じて一定期間非公開とし、個人情報が記述されている資料部分を封筒で覆い隠して閲覧できないような処置（利用制限）をしています。

当館の利用制限の考え方は概ね表に示すとおりですが、保護すべき個人情報も「時の経過」とともに、公開による個人の権利利益の侵害性はより低くなりますので、利用制限期間経過後には当該情報の公開の是非を改めて検討し、特別な問題がなければ封筒を取り外し（利用制限解除）、閲覧可能な状態に戻した上で公開しています。

歴史文書は、県民の皆様の貴重な財産であり、文化的遺産でもあることから、今後ともより多くの方々に有効に活用していただくため、「原則公開の理念」と「個人情報の保護」の両立を追求するとともに、速やかな情報開示を求める時代のニーズにも柔軟に対応しながら、適正な管理に努めてまいります。

表 主な利用制限情報と利用制限期間

主な利用制限情報	利用制限期間	備 考
学歴、職歴、財産など	作成後50年	100年以上の情報は、その公開の是非について毎年度検討する。
信仰、宗教、病歴など	作成後80年	
犯罪歴など	作成後100年	
戸籍謄本、精神病歴など	作成後100年以上	

（代表的な項目を例示したものです。）

絵図面デジタルデータを追加します！

令和6年度、新たに11点の絵図面デジタルデータが公開（CD-ROMで有料頒布）間近です！

今回データ化した絵図面には、仙台市内中心部（旧仙台町近辺）が含まれています。以前から皆様より強い要望がありました絵図面デジタルデータです。



絵図面（宮城郡仙台町地引図）（部分）【V-280】

◆開館時間

午前9時～午後5時

※閲覧・複写の受付は、閉館時間の30分前まで。

◆休館日

毎週日曜日・月曜日・土曜日を除く国民の祝日・年末年始

※臨時休館日もあります。御来館の際は当館のウェブサイト等で御確認ください。

宮城県公文書館だより 第44号

令和6年（2024）3月15日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒981-3205 宮城県仙台市泉区紫山1-1-1

電話 022(341)3231 FAX 022(341)3233

E-mail koubun@pref.miyagi.lg.jp

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

